

「ゴルフを活用したスポーツ振興事業業務委託」仕様書

1 適用範囲

本仕様書は、千葉県（以下、「発注者」という。）が発注する「ゴルフを活用したスポーツ振興事業業務委託」（以下、「業務」という。）の主要事項を示すものである。この仕様書は業務の概要を示すものであるから、これに定めのない事項であっても発注者が必要と認め、指示する事項については、受託者はこれを行わなければならない。

2 業務委託名

ゴルフを活用したスポーツ振興事業業務委託

3 事業目的等

全国で最も多くのゴルフ場を有する本県の特性を活用し、子どものうちから生涯スポーツであるゴルフに親しみ、気軽に楽しめる環境づくりを進めるため、県内各地のゴルフ場において大人から子どもまで幅広い世代が参加するファミリー向けゴルフ体験会を開催するとともに、県内競技団体と連携し、小学校で「スナッグゴルフ」体験会を実施する。

4 委託期間

契約締結日から令和9年3月24日（水）まで

5 委託業務の内容

(1) ファミリー向けゴルフ体験会の開催

- 初心者がゴルフ場で気軽にゴルフを体験する機会を創出するとともに、県民が家族で楽しくゴルフをする機運を醸成するため、ファミリー向けのゴルフ体験会を県内各地で開催すること。
- また、家族での参加を促すとともに、ゴルフ場にも親しみを抱いていただけるよう、施設内のレストラン等を活用した昼食会等の企画を併せて実施すること。
- 体験会の開催に係る企画・運営、参加者の募集・受付、参加者からの問い合わせ対応、ゴルフ場との調整、講師の手配、用具の手配（子ども向けゴルフクラブ含む）、傷害保険への加入等、必要な調整を行うこと。

(ア) 開催場所

- ・ 県内6カ所のゴルフ場で開催すること。なお特定の地域に偏らず、地域バランスに配慮すること。
- ・ なお、県において事前に複数のゴルフ場（野田市、君津市、長南町）と調整を進めているが、最終的な調整及び承諾取得については受託者にて行うものとする。なお、企画提案時は上記以外の市町村のゴルフ場を提案すること。

(イ) 定員・回数・日程

- ・ 1回の定員は8名、計12回開催すること。総定員は96名とすること。
- ・ 原則として1日2回（計16名）開催することとし、2回の体験会を同時開催または時間をずらして実施するなど、会場となるゴルフ場の一般客の利用状況に応じて運営すること。
- ・ 荒天等により中止となった場合は、再募集を実施するなど、参加者実績が96名に達するよう、柔軟に対応すること。
- ・ 開催時期は原則として10月から3月までとし、幅広い世代の家族が参加しやすいよう、土・日・祝日に開催すること。

(ウ) 対象・参加料

- ・ 対象は以下をいずれも満たす者とするが、詳細は県と協議の上、決定すること。
 - ① 県内在住の家族（親と子、祖父母と孫、夫婦など）
 - ② 参加グループ内にゴルフ未経験者を含むこと（全員未経験者でも可）
 - ③ 小学3年生以上であること
- ・ 体験会の参加料（用具使用料・昼食代・保険料等含む）は、3,500円程度とすること。なお、金額については最終的に県と協議の上、決定すること。

(エ) 講師等

- ・ 講師は、原則として県内のプロゴルファーを起用すること。会場となるゴルフ場に所属するプロゴルファーや、県と連携している競技団体へプロゴルファーの派遣を依頼して手配することも可とする。
- ・ 1回8名に対し講師1名以上、補助者（運営スタッフ）を1名以上配置すること。
- ・ 講師謝金の額は、県と協議の上、決定すること。なお、企画提案時は1日3万円×2名として積算すること。
- ・ 会場を提供するゴルフ場に対しては、参加料（3,500円×参加人数分）及び委託料を原資として謝礼を支払うものとする。謝礼の額については、県と協議の上、決定すること。

(オ) 主な内容

- ・ 指導内容・レベルは、ゴルフを全く実施したことのない未経験者向けとし、講師によるゴルフのルールやマナー等の講習、ショットやパターの練習、実際に1ホールをプレイするラウンド体験など、3～4時間程度でゴルフやゴルフの魅力を一連で体験できるプログラムとすること。
- ・ ゴルフ体験会と併せて、会場となるゴルフ場のレストラン等を活用した昼食会等を実施すること。また、講師となるプロゴルファーと参加者の交流を促すこと。

○プログラム（例）

基本的なルールやマナーの講習→昼食会→ゴルフ練習場にてショット・パターの練習→ラウンド体験（実際に1ホールをプレイ）→入浴後、順次解散

※体験会の開始時間やプログラムの実施順序は、会場となるゴルフ場の一般客の利用状況（ホール・ゴルフ練習場・レストランの混雑時間等）に応じ、会場ごとに適宜変更して差し支えない。

(カ) 体験会の周知・広報

① ランディングページ（広報用特設ページ）の作成

- ・ 本事業の趣旨を反映した魅力的なデザインとし、応募フォームを備えること。
- ・ 運営主体名（例：〇〇事務局）及び受託者名、千葉県からの委託事業である旨を明記すること。

② ポスター・チラシの作成・配布

- ・ ①と統一したデザインとし、効果的な配布・掲出を行い、広く県内参加対象者に周知すること。

③ ウェブ広告の実施

- ・ 参加対象に効果的にリーチできる配信媒体を選定の上、広告配信プラン（配信シミュレーション）を作成し、配信・運用すること。

(2) 小学校での「スナッグゴルフ」体験会（スナッグゴルフ学校訪問）の開催

- 子ども世代へのゴルフの普及及びゴルフへの入り口づくりのため、競技団体と連携して、プロゴルファー等を小学校に派遣し、簡易版ゴルフである「スナッグゴルフ」を使用したゴルフ体験会（以下、「学校訪問」という。）を実施すること。

※スナッグゴルフとは、軽くて短いクラブや、柔らかく大きなボールを使用し、子どもや初心者でも簡単に打つことができる、簡易版ゴルフのこと。

- 学校訪問に係る企画・運営、学校・競技団体・講師との調整、用具の手配、傷害保険等への加入等、必要な調整を行うこと。

(ア) 実施校・開催時期

- ・ 県内の公立小学校5校（5～6学年、上限60名程度）。実施校は県で選定する。
- ・ 県と実施校、競技団体で調整の上、10～3月の間で実施する。

(イ) 実施場所

- ・ 校庭、雨天時は体育館で実施する。

(ウ) プログラム

講師紹介、デモンストレーション、ショット・パター練習、対抗戦など

※ 原則2コマ（約90分）の授業時間内で実施すること。

※ 1回の体験会は30名程度で実施する。スナッグゴルフ体験の際は、児童を複数のグループに分け、各グループに講師が付き、指導を行う。

※ 児童が30名以上の場合は、2回（午前1回・午後1回等）に分けて実施する。

※ 実施校及び競技団体との調整により、変更となる場合がある。

(エ) 実施体制

- ・ 県：全体調整、報道対応

- ・ 受託者：競技団体及び実施校との調整、用具等の手配、会場設営、司会進行、当日の運営、謝金支払等
 - ・ 競技団体：講師（プロゴルファー）の手配、当日の運営（指導・デモ等）
 - ・ 実施校：校内の実施体制の整備、会場等の確保、運営補助（児童誘導等）
- ※ 実施校・競技団体との調整により、詳細は変更となる場合があるため、適宜対応すること。

(オ) 実施校・競技団体との調整

- ・ 実施校にて事前打合せを行い、校庭・体育館等の現地確認、控室・駐車場の確保等を行うこと。
- ・ 競技団体と事前打合せを行い、詳細なプログラムや会場レイアウト（雨天時の体育館を含む）を協議の上、実施校ごとにマニュアルや会場図面を作成すること。
- ・ 児童30名程度に対し講師5名、補助者（運営スタッフ）を2名配置すること。
- ・ 競技団体へ講師謝金及び事務費を支払うこと。なお企画提案時は、1校当たりの謝金は1日4万円×5名、事務費は2万円として積算すること。

(カ) 用具等の手配

- ・ 実施校の人数に応じ、必要な用具（ランチャー、ローラー、ランチパッド、スナッグボール、スナッグフラッグ等）を手配・運搬すること。

(3) 体験会及び学校訪問の運営・進行管理等

体験会及び学校訪問の開催に当たり、以下について実施すること。

(ア) 運営体制の構築及び運営責任者の設置

- ・ 本業務の全体責任者及び各業務の責任者・担当者を配置し、安全面に十分に留意して開催すること。
- ・ 司会進行を含め円滑に進められるよう十分な人数のスタッフを手配・配置し、運営体制を整えること。

(イ) 運営マニュアル、シナリオ、タイムスケジュール等の作成

(ウ) 必要備品の手配

(エ) 救護体制の整備

- ・ 参加者が怪我をした場合、速やかに救護処置を講ずること。また、県へ報告を行うこと。

(オ) 記録写真の撮影

- ・ 当日の記録及び今後の広報に活用するため、写真を撮影し、県へ提出すること。

(カ) 各回の実施結果報告書の提出

- ・ (1)の体験会について、県が指定する様式により各回終了後1週間以内に実施結果報告書を提出すること。

(キ) アンケートの実施

- ・ (1)の体験会参加者及び(2)の実施校に対し、アンケートを実施すること。
- ・ アンケート項目については、事前に県に協議すること。

- ・ アンケート結果を集計し、県に提出すること。
- (ク) 傷害保険等への加入
- ・ 対人・対物に対する損害が起こった場合に備え、保険に加入すること。

【(1) 及び (2) の開催に当たっての留意事項】

- ・ 開催を判断する日時を予め設定し、講師・ゴルフ場・実施校等と確認の上、県と開催を協議すること。
- ・ (1) の体験会については、安全な体験会の実施が不可能と判断される場合は、体験会を中止し、改めて別の日程にて開催すること。(2) の学校訪問については、原則として延期しない。
- ・ なお、延期・中止に伴って発生した経費（講師や会場のキャンセルに伴い発生する費用等）の扱いは、県と受託者で協議の上、決定するものとする。

(4) その他独自提案

業務の目的を達成し、本事業の効果をより高めうる提案があれば、実施すること。
なお、独自提案に係る経費は委託料に含めること。

6 成果品の提出等

(1) 成果品

- ・ 受託者は、下記①～④の成果品を作成の上、県へ提出すること。
 - ① 事業実施報告書及び事業完了報告書
 - ② 参加者アンケート
 - ③ 広報物の完成品（現物）
 - ④ 記録写真（電子データ）

(2) 提出場所

千葉県環境生活部スポーツ・文化局生涯スポーツ振興課
(千葉市中央区市場町1-1 本庁舎18階)

(3) 提出期限

- ①：令和9年3月24日（水）午後5時
- ②～④：県が別途定める。

7 著作権の譲渡等

この契約により作成される成果品の著作権等の取扱いは、次の各号に定めるところによる。

- (1) 本業務の受託者は、著作権法（昭和45年法律第48号）第21条（複製権）、第23条（公衆送信権等）、第26条の2（譲渡権）、第26条の3（貸与権）、第27条（翻訳権・翻案権等）及び第28条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）に規定する権利及びその他の知的財産権は、全て県に無償で譲渡するものとする。

- (2) 成果品について、受託者その他第三者が著作者人格権、実演者人格権、その他の人格的権利を有する場合には、県及び県の指定する第三者に対して当該権利を行使せず、また第三者が行使しないよう措置するものとする。
- (3) 成果品に含まれる第三者の著作権、肖像権その他すべての権利についての交渉、処理は受託者が行うこととし、その経費は委託料に含むものとする。
- (4) 県は、成果品を自由に使用し、又はこれを使用するに当たり、その内容等を変更することができる。
- (5) 受託者は、県の了解のもとに成果品を使用することができる。
- (6) 本業務の遂行にあたり受託者が独自に作成した著作物についても成果品として県に無償で引き渡すこととし、著作権の扱いは、(1)～(5)の規定を準用する。

8 留意事項

- (1) 本業務の実施にあたっては、県と協議又は打合せを綿密に行うとともに、県の指示に従い、誠実に業務を進めるものとする。
- (2) 業務の実施に際しては、変更が生じる可能性があるが、その場合も柔軟に対応するものとし、県が求める事項は最大限実現できるよう努めること。
- (3) 業務の全部を第三者に再委託してはならない。なお、業務の一部を再委託する場合は、県に再委託の申請をすることとし、高い効果が見込めると判断した場合は認めるものとする。
- (4) 県が求める資料を作成の上、紙及びデータで提出すること。作成部数、データ形式等に関しては、県の指示に従うこと。
- (5) 受託者は、やむを得ない事情により、本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ県と協議の上、承認を得ること。
- (6) 本委託費用は、受託者が参加者から徴収する参加料及び委託料をもって充当するものとする。なお、事業精算に際しては、参加料収入相当額を本委託費用から控除して精算するものとする。
- (7) 本仕様書に記載されていない事項については、県の指示に従うこと。
- (8) 本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合には、県と協議すること。